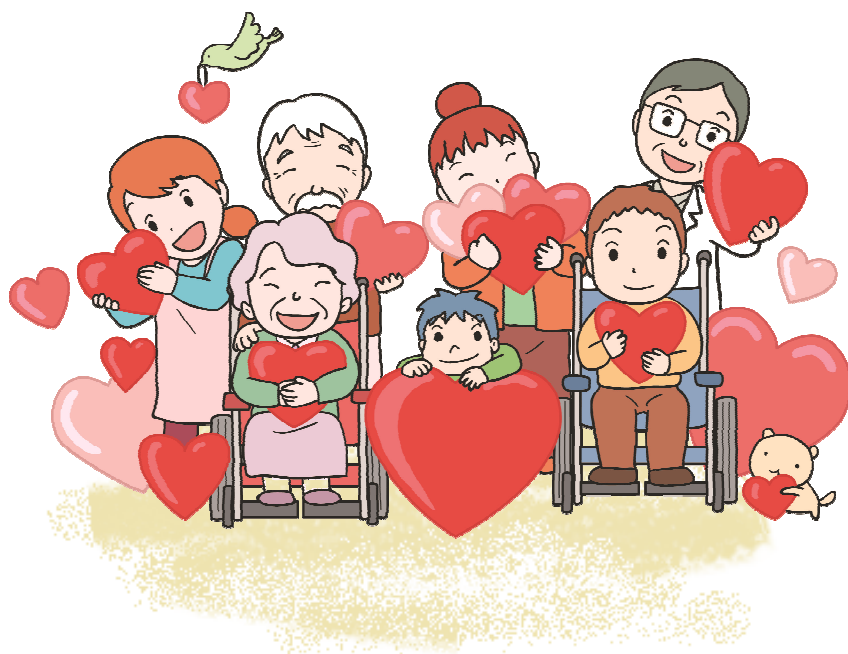


# 第2次 一宮市障害者基本計画

だれもが人格と個性を尊重し  
支え合う共生のまち 一宮

H28 ▶▶▶ H32



平成28年3月

一宮市



# はじめに



平成 19 年 3 月に、一宮市障害者基本計画（平成 18 年度～27 年度）を策定した後、障害のある人を取り巻く環境は、大きな変革を遂げています。障害者権利条約の批准に向け、国全体として、障害者福祉の様々な制度改正や国内法の整備が行われました。

それを踏まえ、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第 2 次一宮市障害者基本計画」（平成 28 年度～32 年度）を策定しました。

計画策定にあたっては、前計画で掲げました基本理念「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を継承し、前回計画における実績の評価・分析を行うとともに、第 4 期一宮市障害福祉計画の策定時に実施した障害がある当事者や障害者団体・障害福祉サービス事業者へのアンケートやヒアリングを総合的な観点から再分析し、課題を整理しました。また、学識経験者、障害福祉に関わる関係機関の代表者、障害のある当事者及び団体の方、公募による市民の方に第 2 次障害者基本計画策定委員会の委員としてご参加いただき、幅広い視野と専門的見地で、活発なご議論をいただきました。

この計画を推進していくためには、障害のある方はもとより、家族や地域、行政、事業者、関係機関などが一体となって取り組む必要があります。市民の皆様はじめ、事業者、企業など関係団体のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定に参画していただきました策定委員の皆様はじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

一宮市長 中野 正康

## 【目次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 計画の法的根拠と障害福祉計画との関連.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 国の障害者基本計画（第3次）のポイント.....	4
第2章 一宮市の障害のある人の現状と今後の方向性.....	5
1 障害のある人の状況.....	5
(1) 障害者手帳所持者の状況.....	5
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	8
(3) 療育手帳所持者の状況.....	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
(5) 難病患者の状況.....	11
2 障害のある子どもの状況.....	12
(1) 障害児保育の状況.....	12
(2) 児童発達支援等利用者の状況.....	12
(3) 特別支援学級、特別支援学校通学者の状況.....	13
3 障害のある人の就労の状況.....	15
4 現状の課題と今後の方向性.....	17
(1) 障害のある人の権利の尊重について.....	17
(2) 障害のある人に対する理解について.....	19
(3) 相談支援・情報提供について.....	21
(4) 健康・医療について.....	23
(5) 障害のある子どもについて.....	24
(6) 障害のある人の雇用・就労について.....	26
(7) 障害のある人の地域生活について.....	28
(8) 防災対策について.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本理念.....	32
2 重点戦略.....	33
3 施策の体系.....	34

第4章 施策の展開	36
基本目標1 障害のある人の権利の尊重	36
施策1 合理的配慮の理念の浸透	36
施策2 障害のある人の権利擁護の推進	37
基本目標2 障害のある人への理解の浸透	38
施策1 障害についての理解を深める啓発活動の推進	38
施策2 福祉教育の推進	39
施策3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援	40
基本目標3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備	41
施策1 相談支援体制の整備	41
施策2 関係機関のネットワーク化の推進	42
施策3 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進	43
施策4 手帳非所持者への情報提供等の支援	43
基本目標4 健康づくりと医療費助成の推進	44
施策1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援	44
施策2 こころの健康づくりの促進	45
施策3 医療費助成の推進	45
基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備	46
施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備	46
施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化	48
施策3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備	48
基本目標6 障害のある人の雇用・就労の支援	50
施策1 障害のある人の就労支援	50
施策2 障害のある人の就労の定着に向けた支援	51
施策3 障害者就労施設等における工賃の確保	51
基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実	53
施策1 住まいの場の充実	53
施策2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化	54
施策3 人にやさしいまちづくりの推進	55
施策4 障害のある人の社会参加への支援	55
施策5 経済的な安定に向けた支援	57
施策6 余暇活動の支援	58
基本目標8 災害時における障害のある人への支援	59
施策1 防災意識の向上	59
施策2 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立	60
施策3 避難所生活への配慮	60

第5章 計画の推進に向けて.....	61
1 計画の推進体制.....	61
(1) 庁内の連携体制の整備.....	61
(2) 国や県、近隣市町との連携.....	61
(3) 計画の市民への周知と、団体・関係機関等との連携.....	61
2 計画の進捗管理.....	62
資料編.....	63
1 計画の策定体制.....	63
2 計画の策定経過.....	63
3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱.....	64
4 策定委員名簿.....	65
5 第2次一宮市障害者基本計画検討委員会設置要綱.....	66
6 用語解説.....	67

■本計画で使用する法律名等の略称

法律名等	略 称
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	障害者優先調達推進法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法

「障害」の表記について

他の自治体や一部の企業において、「障害」の表記を「障がい」としているところがあります。前回の障害者基本計画策定後、平成22年11月、「障害」の表記については、国の障がい者制度改革推進会議の「『障害』の表記に関する作業チーム」により、広範な関係者からのヒアリングの上検討がなされましたが、結果は、「様々な主体がそれぞれの考えに基づき、『障害』について様々な表記を用いており、法令等における『障害』の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない。法令等における『障害』の表記については、当面、現状の『障害』を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。」というものでした。

現在のところ、新しい見解が出ておらず、今回の基本計画策定の中での議論も、様々な意見が出され、「新たに特定のものに決定することは困難である」状況であったことを踏まえて、表記の変更はせず「障害」とすることとしました。